

パビリオン建設に係る規則等について

■参加国との調整

- ※ 愛知万博（2005年）では、全ての参加国パビリオンはモジュール型で博覧会協会が建設したものを各国に引き渡しているため、参加国はパビリオンの内外装工事のみを実施。大阪万博（1970年）は十分な記録が残っていない。
- ※ 以下は、2025年万博の「登録申請書」（今年11月頃 B I E（博覧会国際事務局）総会で承認予定）やドバイ万博（2021年10月～）の事例を基に記載。
- 参加国に敷地を引き渡し、参加国自らがパビリオンを建設するケース（50区画を想定）において、参加国が守るべきルールについて、今後、B I E の助言の下、博覧会協会が各種規則やガイドラインを策定する予定。
- ガイドラインは以下のような内容を規定し、博覧会協会が参加国の多様な事業者を管理。
（ガイドラインに基づき参加国パビリオンの建築事業者に提出させる文書の例（ドバイ万博））
 - 工事現場の進捗報告
 - 各種検査（構造、消防など）のスケジュール表
 - 資材流通管理のための計画
 - 労働者の健康、安全、福祉に関する管理計画
- 参加国との間で紛争が発生した場合、事案の性格によって、①我が国政府代表単独による仲裁、②我が国政府代表が運営委員会（参加国政府代表から選出）と協議の上で決定する仲裁、又は③運営委員会による仲裁が行われる。
- 一般的には、参加国は自国の事業者のみならず、我が国の事業者も建設に関与させ、博覧会協会とコミュニケーションを取ることが想定される。

■万博会場内外の事業調整

- 会場内のパビリオン建設については、仮設許可・建築確認申請を博覧会協会が大阪市等に一括的に行うなど、上記の枠組みの中で、一義的には博覧会協会が参加国との調整を実施。
- 「夢洲における博覧会関連事業の円滑な実施等に関する連絡会議」において、ガイドラインなど参加国が順守すべき具体的な内容などの情報共有を図り、夢洲内で予定されている他事業との調整を図る。